

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び  
運営の基準等に関する条例（案）について

（付議の要旨）

令和2年4月に予定している児童相談所の開設に伴い、児童福祉法第59条の4第1項及び同法施行令第45条の3に基づく児童相談所設置市事務として、障害児通所支援の事業等に関する事務が東京都から区に移管されることから、事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について条例で定めるための条例案を、令和元年区議会第3回定例会に提案する。

1 主旨

令和2年4月に予定している児童相談所の開設に伴い、児童福祉法第59条の4第1項及び同法施行令第45条の3に基づく児童相談所設置市事務として、障害児通所支援の事業等に関する事務が東京都から区に移管されることから、事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について条例で定めるための条例案を、令和元年区議会第3回定例会に提案する。

2 条例の内容

条例の制定にあたっては、東京都の事務の継続性や区民・事業者への影響等を考慮し、東京都が定めている現行の「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」及び「児童福祉法施行条例」と同一の基準とする。

（1）事務の概要

障害児を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療や、居宅又は施設を訪問し専門的な支援を行うことを目的とする施設の指定、変更、廃止及び指導等を行う。

（2）定める内容

①対象施設

次の支援を行う障害児通所支援

- ・児童発達支援（福祉型児童発達支援センターを含む）
- ・医療型児童発達支援（医療型児童発達支援センターを含む）
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

②概要

児童福祉法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、障害児通所支援の事業等に必

要とされる設備や、運営に必要となる職員などの基本的な事項について条例に規定する。

- ・職員配置に関する基準（配置基準）
- ・設備基準に関する基準（定員、設備の設置）
- ・理念等に関する基準（生活指導、計画作成）
- ・運営基準に関する基準

（緊急時の対応、非常災害対策、衛生管理、情報提供、利益供与の禁止 など）

### （3）その他

- ①児童福祉施設（福祉型児童発達支援センター、及び医療型児童発達支援センター）の最低基準については、別に定める「世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（案）」による。
- ②障害児通所支援の事業等に関する実務上の細目については規則に委任する。

## 3 条例案

別紙「世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（案）」のとおり。

## 4 施行予定日

令和2年4月1日

## 5 今後のスケジュール（予定）

令和元年9月 第3回区議会定例会（条例案の提案）

令和2年4月 条例施行